

## 輸送の安全に関する基本方針

田辺運輸株式会社は、輸送の事故及び災害等による多大な損失が生産や業務の効率を低下させ、さらには会社存続の危機を招きかねない事態となることを防ぐため、このような事故災害の発生の防止を積極的に図り、人の生命を守る人道的理念を実現し、健全な企業経営を目指す為に、輸送の安全と社員の安全の確保は企業活動に不可分な関係と認識する。

依って、輸送の安全は、良好なコミュニケーションのもとに実現されるとの認識に立ち、従業員との協議を尊重し、事業場においてすべての社員が安全で安心して働ける職場環境を整備し、働きやすい職場を確保するとともに輸送の安全の確保をするよう全社員で意識を徹底し活動する。

輸送の安全に関する計画を策定し、実行、監査、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努め、実行可能な限り事業場に於ける輸送の安全衛生水準を高めることが出来る方法としての危険性の洗出し「リスクアセスメント」と「メンタルヘルス」を実行する。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 【重点施策】

1. 貨物自動車運送事業法等関係諸法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守するとともに、必要な自主基準を設け管理レベルの向上を図り、継続的な輸送の安全水準の向上を目指す。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行い、新たな手法、新技術の開発、導入に努める。
3. 輸送の安全活動推進を可能とするための組織体制の整備、責任所在の明確化を図る。
4. 輸送活動の全ての領域で、危険性又は有害性の事前評価を実施する。
5. 輸送の安全を確保する為にメンタルヘルス対策の積極的取り組み及び推進
6. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
7. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を広報などで伝達し、意識の向上を図るとともに共有する。
8. 全ての社員に対し、輸送の安全確保に必要なかつ十分な教育・訓練に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

令和6年4月1日

田辺運輸株式会社

代表取締役 小柳 照一

